

水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針について



クリプトスポリジウム等（クリプトスポリジウム及びジアルジア）は、塩素消毒に極めて高い抵抗性を持つため、通常の水道水に残存している塩素濃度では十分に消毒することが出来ません。

厚生労働省では、水道関係のクリプトスポリジウム等の対策を更に充実するために、最新の知見を踏まえ、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を作成しました。

本指針では、クリプトスポリジウム等及び指標菌（嫌気性芽胞菌及び大腸菌）を

平成 20 年度から、水道法第 20 条第 1 項の規定に基づく水質検査に準じて、 水質検査計画に位置付けること

とされています。対象は水道事業者、水道用水供給事業者、専用水道の設置者となります。

また、本指針では、クリプトスポリジウム等による水道原水の汚染のおそれをレベル分けし、それぞれに応じた対策措置を取ることとされています。

【汚染の判断】

水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれのレベルはフローにより判断することが出来ます（図 1）。汚染のおそれはレベル 1～4 に分けられます（表 1）。また、通常使用していない水源についても、リスクレベルを判断しておくこととされています。

【予防対策】

○検査項目及び検査頻度

クリプトスポリジウム等、指標菌の検査はレベル毎に水質検査計画に基づき実施することとされています（表 2）。また、クリプトスポリジウム等による汚染の程度に関する定量的なデータが必ずしも十分でないことから、指標菌検査においても定量検査により、データの蓄積を努めることとされています。

* 汚染レベルが低い場合でも、原水をろ過や紫外線処理せず、塩素消毒のみで供給する場合はリスク管理の一環として、指標菌だけでなくクリプトスポリジウム等の検査もお勧め致します。

このザ・ナイツレポートは「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」の一部を抜粋して作成しております。

詳しくは、当社 **環境技術部 貝森（フリーダイヤル 0 1 2 0 - 0 1 - 2 5 9 0
内線 3 1 8）** まで、お気軽にお問い合わせください。

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第 20 条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析